第16章 付録

1 職業分類の説明

「雇用保険被保険者資格取得届」の「13 職種」欄の区分となります。

区	職種	説明(具体例)
分		
1	管 理 的 職 業	会社・団体等の役員及び管理職員(法人組織等の課以上の内部組織の 業務を管理・監督する仕事に従事するもの)をいいます。(例:会社部 長、課長、支店長、工場長、営業所長)
2	専門的・技術的職業	高度な科学的知識を応用した技術的な仕事、医療・法律・経営・教育・著述・芸術等の専門的な仕事に従事するものをいいます。(例:研究者、開発・製造技術者、情報処理・通信技術者、建築・土木技術者、教員、記者、カメラマン、デザイナー、通訳)
3	事務的職業	総務・人事・企画・会計などの事務、生産・営業・販売・運輸・郵便 に関する事務及びパソコン等を操作する業務に従事するものをいいま す。集金などの外勤事務の仕事も含みます。(例:総務事務員、企画・ 調査事務員、受付・案内事務員、経理事務員、医療事務員、コールセン ターオペレーター、テレフォンアポインター、出荷・受荷係事務員)
4	販売の職業	商品·不動産·保険・有価証券などの売買、売買の仲介・取り次ぎ・代理、売買に関する取引上の勧誘・交渉・契約締結などの業務に従事するものをいいます。(販売店員、レジ係、コンビニ店員、不動産仲介・売買人、営業員)
5	サービスの職業	個人家庭における家事支援、介護、保健医療の補助、理容・美容、クリーニング、調理、接客・給仕、住居施設・ビルの管理などのサービスの業務に従事するものをいいます。(例:介護員、看護助手、理容師、美容師、クリーニング工、調理人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・娯楽場等接客員、マンション・ビル管理人)
6	保安の職業	個人の生命・財産の保護、公共の安全・秩序の維持などに従事するもの をいいます。(例:警備員、道路パトロール員、道路交通誘導員)
7	農林漁業の職業	農業、林業及び漁業に従事するものをいいます。 (例:稲作・畑作作業員、園芸・工芸作物栽培作業員、養畜作業員、植木職、造園師、伐木・造材・集材作業員、漁師、水産養殖作業員)
8	生産工程の職業	生産設備のオペレーター、原材料の加工・製品の製造、機械の組立・修理、製品の検査及び生産工程で行われる作業に関連する技術的な作業などに従事するものをいいます。(例:生産設備オペレーター、製造工、板金工、各種食品製造・加工工、印刷工、機械組立工、修理・整備工、検査工、塗装工、製図工)
9	輸送・機械運転の職業	自動車・電車・船舶・飛行機の運転・操縦、車掌その他の運輸の作業、定置・建設機械運転に従事するものをいいます。(例:バス運転手、タクシー運転手、トラック運転手、電車運転手、車掌、フォークリフト運転作業員、クレーン運転工、建設機械運転工、ビル設備管理員)
10	建設・採掘の職業	建設・電気工事作業、土木工事作業などに従事するものをいいます。 (例:建築とび工、取りこわし作業員、大工、配管工、内装工、電気工 事作業員、土木作業員、舗装作業員)
11	運搬・清掃・包装等の 職業	荷物等の運搬・集荷・配達、建物等の清掃、品物の包装などの業務に従事するものをいいます。(例:荷役作業員、倉庫作業員、荷物配達員、ビル・建物清掃員、ピッキング作業員)

【総務省「日本標準職業分類」(第5回改訂)による】

2 産業分類表

л ш ж + + ж	7 知主类 小主类
A 農業、林業 0 1 農業	1 卸売業、小売業 50 各種商品卸売業
02 林業	5 1 繊維・衣服等卸売業
B <u>â</u> 業	52 飲食料品卸売業
03 漁業(水産養殖業を除く)	53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04 水産養殖業	54 機械器具卸売業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	5 5 その他の卸売業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	56各種商品小売業
D 建設業	57 織物・衣服・身の回り品小売業
06 総合工事業	58 飲食料品小売業
07 職別工事業(設備工事業を除く)	59機械器具小売業
08 設備工事業	60 その他の小売業
E 製造業	6 1 無店舗小売業
09 食料品製造業	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	6 2 銀行業
11 繊維工業	63 協同組織金融業
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	6 4 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13 家具・装備品製造業	65 金融商品取引業、商品先物取引業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	6 6 補助的金融業等
15 印刷・同関連業	67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
16 化学工業	K 不動産業、物品賃貸業
17 石油製品・石炭製品製造業	68 不動産取引業
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	69 不動産賃貸業・管理業
19 ゴム製品製造業	70 物品賃貸業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	L 学術研究、専門・技術サービス業
2 1 窯業・土石製品製造業	7 1 学術・開発研究機関
2 2 鉄鋼業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
23 非鉄金属製造業	73 広告業
2 4 金属製品製造業	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
25 はん用機械器具製造業	M 宿泊業、飲食サービス業
26 生産用機械器具製造業	7 5 宿泊業
27 業務用機械器具製造業	7 6 飲食店
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
29 電気機械器具製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業
30 情報通信機械器具製造業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
31 輸送用機械器具製造業	79 その他の生活関連サービス業
32 その他の製造業	80 娯楽業 O 教育、学習支援業
F 電気・ガス・熱供給・水道業 33 電気業	8 1 学校教育
3 4 ガス業	82 その他の教育、学習支援業
3 5 熱供給業	P 医療、福祉
36 水道業	8 3 医療業
G 情報通信業	8 4 保健衛生
3 7 通信業	85 社会保険・社会福祉・介護事業
3 8 放送業	Q 複合サービス事業
3 9 情報サービス業	86 郵便局
40 インターネット附随サービス業	87 協同組合(他に分類されないもの)
41 映像・音声・文字情報制作業	R サービス業 (他に分類されないもの)
H 運輸業、郵便業	88 廃棄物処理業
4 2 鉄道業	89 自動車整備業
4 3 道路旅客運送業	90 機械等修理業(別掲を除く)
4 4 道路貨物運送業	9 1 職業紹介・労働者派遣業
4 5 水運業	92 その他の事業サービス業
4 6 航空運輸業	93 政治・経済・文化団体
47 倉庫業	9 4 宗教
48 運輸に附帯するサービス業	95 その他のサービス業
49 郵便業 (信書便事業を含む)	96 外国公務
	S 公務(他に分類されるものを除く)
	97 国家公務
	98 地方公務
	T 分類不能の産業
【終發名 「日木樗淮産業分類」(第	99 分類不能の産業

【総務省 「日本標準産業分類」(第13回改訂)より】

(令和6年4月1日改定)

				 呆険率	
事業の種類の分類	番号	事業の種類	新	新旧	
林業	02 · 03	林業	52/1,000	60/1,000	
`Zz \#\	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18/1,000	18/1,000	
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000	38/1,000	
	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は 石炭鉱業	88/1,000	88/1,000	
A-L 2016	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000	16/1,000	
鉱業	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	25	採石業	37/1,000	49/1,000	
	26	その他の鉱業	26/1,000	26/1,000	
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000	62/1,000	
	32	道路新設事業	11/1,000	11/1,000	
	33	舗装工事業	9/1,000	9/1,000	
建設事業	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000	9/1,000	
建议争未	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	9.5/1,000	9.5/1,000	
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000	12/1,000	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000	6.5/1,000	
	37	その他の建設事業	15/1,000	15/1,000	
	41	食料品製造業	5.5/1,000	6/1,000	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000	4/1,000	
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000	14/1,000	
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000	6.5/1,000	
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000	3.5/1,000	
	47	化学工業	4.5/1,000	4.5/1,000	
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000	6/1,000	
	66	コンクリート製造業	13/1,000	13/1,000	
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000	18/1,000	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000	26/1,000	
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000	
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000	7/1,000	
製造業	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	5/1,000	5.5/1,000	
	53	铸物業 	16/1,000	16/1,000	
	54	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く)	9/1,000	10/1,000	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く)	6.5/1,000	6.5/1,000	
	55	めっき業	6.5/1,000	7/1,000	
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造工は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く)	5/1,000	5/1,000	
	57	電気機械器具製造業	3/1,000	2.5/1,000	
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く)	4/1,000	4/1,000	
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000	23/1,000	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く)	2.5/1,000	2.5/1,000	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000	3.5/1,000	
	61	その他の製造業	6/1,000	6.5/1,000	
	71	交通運輸事業	4/1,000	4/1,000	
雷松光	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く)	8.5/1,000	9/1,000	
運輸業	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	9/1,000	9/1,000	
	74	港湾荷役業	12/1,000	13/1,000	
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000	3/1,000	
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000	13/1,000	
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000	13/1,000	
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000	5.5/1,000	
スのルの主要	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000	6.5/1,000	
その他の事業	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000	3/1,000	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000	2.5/1,000	
	94	その他の各種事業	3/1,000	3/1,000	
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000	47/1,000	

4 各種参考様式等

雇入通知書の様式例

労働条件通知書

		年	月	日
	事業場名称・所在地			
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日)日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日			
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入			
	1 契約の更新の有無			
	[自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他 ()]		
	2 契約の更新は次により判断する。 ←・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力	`		
	・ 美利期间両」時の業務重 ・			
	・その他(J		
	3 更新上限の有無(無・有(更新 回まで/通算契約期間 年まで))			
	【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをする		·	木却
	約期間の末日の翌日(年 月 日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この			
	の労働条件の変更の有無 (無・有(別紙のとおり)) 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】			
	【有期雇用付別指直伝による特別の対象有の場合】 無期転換申込権が発生しない期間: I (高度専門)・II (定年後の高齢者)			
	I 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月(上限10年))			
お茶の相託	Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間 (亦更の答用)			
就業の場所	(雇入れ直後) (変更の範囲) (雇入れ直後) (変更の範囲)			
従事すべき	(産人が巨後) (変更の郵四) (変更の郵回) (変更の不可) (変更を変更の不可) (変更の不可) (変更を変更を可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可) (変更の不可)			
業務の内容	・特定有期業務(開放 開始日: 完了日:)		
始業、終業の時	1 始業・終業の時刻等			
刻、休憩時間、	(1) 始業(時分)終業(時分)			
就業時転換	【以下のような制度が労働者に適用される場合】			
$((1) \sim (5) \emptyset)$ 5	(2)変形労働時間制等;()単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務	時間の	組み合	か
ち該当す	せによる。			
るもの一つに	一 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)			
○を付けるこ	├─始業(時分)終業(時分)(適用日)			
と。)、所定時	┣ 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日)			
間外労働の有	(3) フレックスタイム制;始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。			
無に関する事	(ただし、フレキシブルタイム(始業) 時 分から 時 分、			
項に関する事	(於来) 時 カがり 時 カ、			
垻	379仏 時 分から 時 分)			
	(4) 事業場外みなし労働時間制;始業(時分)終業(時分)	<i></i> .	_	
	(5) 裁量労働制;始業(時分)終業(時分)を基本とし、労働者の決定に	こ委ねる	5.	
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条			
	2 休憩時間()分			
	3 所定時間外労働の有無(有 , 無)			
休日	・定例日;毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日;週・月当たり 日、その他()			
	・1年単位の変形労働時間制の場合-年間 日			
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条			
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日			
VI PEX	継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無)			
	→ か月経過で 日			
	時間単位年休(有・無)			
	2 代替休暇(有・無)			
	3 その他の休暇 有給()			
	無給()			
	○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条			

賃 金		
	八 時間給 (円) 、	
	コ 出来高給(基本単価 円、保障給 円) ホ その他(円)	
	へ 就業規則に規定されている賃金等級等	
	が未がただらがたこれがくいる真正寺が大寺	
	2 諸手当の額又は計算方法	
	イ (手当 円 /計算方法:)	
	口(手当 円 /計算方法:)	
	ハ (手当 円 /計算方法:)	
	二(手当 円 /計算方法:)	
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率	
	イ 所定時間外、法定超 月60時間以内()%	
	月 6 0 時間超 () % 所定超 () %	
	口 休日 法定休日()%、法定外休日()%	
	ハ 深夜 () %	
	4	
	5 賃金支払日() 一毎月 日、() 一毎月 日	
	6 賃金の支払方法 ()	
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無 ,有())	
	8 昇給(有(時期、金額等) , 無)	
	9 賞与(有(時期、金額等) , 無)	
	10 退職金 (有 (時期 、金額等) , 無)	
退職に関す	1 定年制 (有 (歳) , 無)	
る事項	2 継続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)	
	3 創業支援等措置(有(歳まで業務委託・社会貢献事業) , 無)	
	4 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること)	`
	5 解雇の事由及び手続	
	 ○詳細は、就業規則第 条~第 条、第 条~第 条	J
その他		
	・雇用保険の適用 (有 , 無)	
	・中小企業退職金共済制度	
	(加入している , 加入していない) (※中小企業の場合)	
	・企業年金制度(有(制度名) , 無)	
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先)	
	である	
	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。	-··i
	労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成25年4月1日以降に開始するもの)) の !
	契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込み	をす
	ることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換さます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、無期転換申込権の	
	は まり。たたし、有期雇用特別措直法による特例の対象となる場合は、無期転換甲込権の については、特例的に本通知書の「契約期間」の「有期雇用特別措置法による特例の対象	
	の場合」欄に明示したとおりとなります。	
IN Lのほから	十 当社前業相則による 前業相則を確認できる場所や方法(

[|]以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認できる場所や方法(※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。 ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

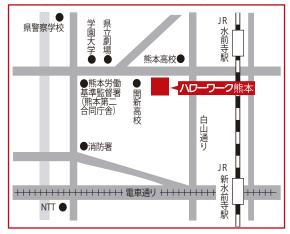
(参考) 産後休業後の育児休業開始日早見表

出産月	1月 (閏年の場合)	2月 (閏年の場合)	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	2/27	3/30 (3/29)	4/27	5/28	6/27	7/28	8/27	9/27	10/28	11/27	12/28	1/27
2	2/28	3/31 (3/30)	4/28	5/29	6/28	7/29	8/28	9/28	10/29	11/28	12/29	1/28
3	3/1(2/29)	4/1 (3/31)	4/29	5/30	6/29	7/30	8/29	9/29	10/30	11/29	12/30	1/29
4	3/2(3/1)	4/2(4/1)	4/30	5/31	6/30	7/31	8/30	9/30	10/31	11/30	12/31	1/30
5	3/3(3/2)	4/3 (4/2)	5/1	6/1	7/1	8/1	8/31	10/1	11/1	12/1	1/1	1/31
6	3/4(3/3)	4/4(4/3)	5/2	6/2	7/2	8/2	9/1	10/2	11/2	12/2	1/2	2/1
7	3/5(3/4)	4/5(4/4)	5/3	6/3	7/3	8/3	9/2	10/3	11/3	12/3	1/3	2/2
8	3/6(3/5)	4/6(4/5)	5/4	6/4	7/4	8/4	9/3	10/4	11/4	12/4	1/4	2/3
9	3/7(3/6)	4/7 (4/6)	5/5	6/5	7/5	8/5	9/4	10/5	11/5	12/5	1/5	2/4
10	3/8(3/7)	4/8(4/7)	5/6	6/6	7/6	8/6	9/5	10/6	11/6	12/6	1/6	2/5
11	3/9(3/8)	4/9 (4/8)	5/7	6/7	7/7	8/7	9/6	10/7	11/7	12/7	1/7	2/6
12	3/10(3/9)	4/10(4/9)	5/8	6/8	7/8	8/8	9/7	10/8	11/8	12/8	1/8	2/7
13	3/11 (3/10)	4/11 (4/10)	5/9	6/9	7/9	8/9	9/8	10/9	11/9	12/9	1/9	2/8
14	3/12(3/11)	4/12(4/11)	5/10	6/10	7/10	8/10	9/9	10/10	11/10	12/10	1/10	2/9
15	3/13 (3/12)	4/13 (4/12)	5/11	6/11	7/11	8/11	9/10	10/11	11/11	12/11	1/11	2/10
16	3/14(3/13)	4/14(4/13)	5/12	6/12	7/12	8/12	9/11	10/12	11/12	12/12	1/12	2/11
17	3/15(3/14)	4/15 (4/14)	5/13	6/13	7/13	8/13	9/12	10/13	11/13	12/13	1/13	2/12
18	3/16(3/15)	4/16 (4/15)	5/14	6/14	7/14	8/14	9/13	10/14	11/14	12/14	1/14	2/13
19	3/17 (3/16)	4/17 (4/16)	5/15	6/15	7/15	8/15	9/14	10/15	11/15	12/15	1/15	2/14
20	3/18(3/17)	4/18(4/17)	5/16	6/16	7/16	8/16	9/15	10/16	11/16	12/16	1/16	2/15
21	3/19 (3/18)	4/19 (4/18)	5/17	6/17	7/17	8/17	9/16	10/17	11/17	12/17	1/17	2/16
22	3/20(3/19)	4/20 (4/19)	5/18	6/18	7/18	8/18	9/17	10/18	11/18	12/18	1/18	2/17
23	3/21 (3/20)	4/21 (4/20)	5/19	6/19	7/19	8/19	9/18	10/19	11/19	12/19	1/19	2/18
24	3/22(3/21)	4/22(4/21)	5/20	6/20	7/20	8/20	9/19	10/20	11/20	12/20	1/20	2/19
25	3/23 (3/22)	4/23 (4/22)	5/21	6/21	7/21	8/21	9/20	10/21	11/21	12/21	1/21	2/20
26	3/24(3/23)	4/24 (4/23)	5/22	6/22	7/22	8/22	9/21	10/22	11/22	12/22	1/22	2/21
27	3/25 (3/24)	4/25 (4/24)	5/23	6/23	7/23	8/23	9/22	10/23	11/23	12/23	1/23	2/22
28	3/26(3/25)	4/26 (4/25)	5/24	6/24	7/24	8/24	9/23	10/24	11/24	12/24	1/24	2/23
29	3/27 (3/26)	(4/26)	5/25	6/25	7/25	8/25	9/24	10/25	11/25	12/25	1/25	2/24
30	3/28 (3/27)		5/26	6/26	7/26	8/26	9/25	10/26	11/26	12/26	1/26	2/25
31	3/29 (3/28)		5/27		7/27		9/26	10/27		12/27		2/26

(注)対象となる育児休業には、産後休業(産後8週間)は含まれませんので、出産の日から(出産日を含む)58日目が育児休業開始日になります。

ハワーワーク能本

〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38 TEL (096) 371-8609 FAX (096) 371-0550



ハワーワークト益城

〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395 TEL (096) 282-0077 FAX (096) 282-3927



ハワーワーク八代

〒866-0853 八代市清水町1-34 TEL (0965) 31-8609 FAX (0965) 35-1571



ハワーワーク菊池

〒861-1331 菊池市隈府771-1 TEL (0968) 24-8609 FAX (0968) 24-5963



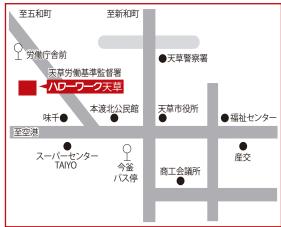
ハワーワーク玉名

〒865-0064 玉名市中1334-2 TEL (0968) 72-8609 FAX (0968) 72-4150



ハワーワーク天草

〒860-0050 天草市丸尾町16-48 TEL (0969) 22-8609 FAX (0969) 24-1051



ハワーワーク球磨

〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1 TEL (0966) 24-8609 FAX (0966) 24-8552



ハワーワーク宇城

〒869-0502 宇城市松橋町松橋266 TEL (0964) 32-8609 FAX (0964) 32-3313



ハワーワーク阿蘇

〒869-2612 阿蘇市一宮町宮地2318-3 TEL (0967) 22-8609 FAX (0967) 22-4775



ハワーワーク水俣

〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1 TEL (0966) 62-8609 FAX (0966) 63-2164

